

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成21年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改められた際に、平成24年3月末まで3年間の期限が設けられて以降、4回にわたり延長されてきたところであり、令和6年3月末で適用期限を迎えることとなっている。

この課税免除の特例措置により、本県の農林水産業、船舶を使用する事業、セメント・生コンクリート・砕石等の建設資材事業など県内の幅広い産業の収益向上、ひいては関係事業者の経営安定が図られてきたと言える。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの復興に、県民一丸となって取り組んでいる中、半導体関連産業の進出といった前向きな要素も加わり、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済も、ようやく回復の兆しが見えてきたところである。しかしながら、昨今の燃料価格をはじめとする物価高騰の影響で、農林漁業者や中小企業、小規模事業者等の業況は依然として厳しい状況にある。

このような状況の中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、課税免除対象事業者の経営環境が悪化し、地域経済の回復にも大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、地域経済を支える産業の衰退を招くことがないように、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、令和6年4月1日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月6日

熊本県議会議長 淵 上 陽 一

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	鈴木淳司様
財務大臣	鈴木俊一様
農林水産大臣	宮下一郎様
経済産業大臣	西村康稔様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様